［三・四　略］

五　施行規則第十四条第二号イ及びロのそれぞれに係る他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の額

第二節　削除

第八条　削除

第九条　削除

第十条　削除

［三・四　同上］

五　施行規則第十四条第二号イ、ロ及びハのそれぞれに係る他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の額

第二節　収益の額の算定

（電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等の提出）

第八条　接続電気通信事業者等（第一種適格電気通信事業者であるものを除く。）は、支援機関の求めに応じて、年度ごとに、年度経過後三月以内に、次に掲げる事項について、別表第三第一及び第二により支援機関に提出するものとする。

一　前年度における第一種適格電気通信事業者が設置している電気通信設備との接続に関して当該第一種適格電気通信事業者ごとに負担した額（以下「負担額」という。）、通信量及び単価（以下「負担額等」という。）（当該接続により第一種適格電気通信事業者が施行規則第十四条第一号ロ並びに第二号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務を提供することとなる場合のものに限る。）

二　前年度における前号に規定する電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける契約に関する当該第一種適格電気通信事業者ごとの負担額等（当該卸電気通信役務の提供により第一種適格電気通信事業者が施行規則第十四条第一号ロ並びに第二号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務を提供することとなる場合のものに限る。）

2　前項各号に掲げる事項について、接続電気通信事業者等（第一種適格電気通信事業者であるものを除く。）が、電気通信設備の接続又は卸電気通信役務の提供により第一種適格電気通信事業者が施行規則第十四条第一号ロ並びに第二号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務を提供することとなる場合には、これらに代えて、前年度におけるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信に関する負担額等と総合デジタル通信用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信に関する負担額等とをそれぞれ合計したものを、前年度における第一種公衆電話機から発信する通信に関する負担額等と第二種公衆電話機から発信する通信に関する負担額等とをそれぞれ合計したものを算出して、別表第三第二及び第三により支援機関に提出することができる。

（第一種交付金の額を算定するための収益の額の算出）

第九条　支援機関は、法第百九条第二項に規定する収益の額（施行規則第十四条第一号ロ並びに第二号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務を提供する場合に限る。）に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額を加える方法により当該第一種適格電気通信事業者ごとに第一種交付金の額を算定するための収益の額を算出するものとする。

一　前条第一項の規定による提出があった場合　同項の規定により提出された負担額

二　前条第二項の規定による提出があった場合　同項の規定により提出された負担額に、施行規則第十四条第一号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務にあっては第六条第二項の規定により提出された第七条第三号に規定する割合を、施行規則第十四条第二号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務にあっては第六条第二項の規定により提出された第七条第四号に規定する割合を乗じて算定した負担額

（電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等の通知）

第十条　支援機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める負担額等を、当該第一種適格電気通信事業者ごと並びに施行規則第十四条第一号ロ並びに第二号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務ごとに、全ての接続電気通信事業者等（第一種適格電気通信事業者であるものを除く。）について合計し、年度経過後三月以内に、第一種適格電気通信事業者に通知するものとする。

一　第八条第一項の規定による提出があった場合　同項の規定により提出された負担額等